産業能率大学通教校友会
支部学生交流活動助成金の支給に関する規程

分類番号：助－程００８
制定日：2015 年 7 月 11 日
改定日：2022 年 7 月 2 日

（目的）

第１条　この規程は、産業能率大学通教校友会支部（以下「支部」という。）が将来の支部活動のさらなる活性化のために、産業能率大学通信教育課程の在学生との交流を目的とした活動を展開する際に発生した会場費等の経費を補助するために支給する支部学生交流活動助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

（助成金の支給要件）

第２条　助成金は、当該支部が活動の対象とする地域に在住する在学生を対象として、交流と親睦を目的に勉強会及び相談会又は講演会等の活動を行った支部に対して支給する。

２　助成金は、３人以上の在学生の参加が見込まれた活動に対して支給する。

（助成金の支給対象）

第３条　助成金は、活動に際して発生した実経費の範囲内で支給するものとする。但し、飲食費は含まないものとする。

（助成金の支給金額）

第４条　助成金の支給額は、１回当たりの活動に対しては５千円を、１会計年度当たりの累計では１万円をそれぞれ上限とする。

（助成金の申請方法と申請期限）

第５条　助成金を申請する場合は、次の各号の書類をすべて、校友会会長に提出しなければならない（ただし、送付先は産業能率大学通教校友会事務局（以下「事務局」という。）とする）。

(1)別紙１の「産業能率大学通教校友会　支部学生交流活動助成金申請書」（以下「申請書」という。）

(2)活動経費に係る領収書

(3)活動に係る詳細を説明した書類

(4)活動への出席者名簿

２　助成金は、原則として支部学生交流活動実施後の１か月以内に校友会会長に申請するものとする。但し５月３１日を会計年度ごとの申請締切日とする。（5 月 20 日以降の申請は翌年度に繰り越すものとする。）

（助成金の支給方法）

第６条　校友会会長は、第５条第１項に定める第(1)号から第(4)号の書類に基づいて、申請の内容が第２条の支給要件と第３条の支給対象の基準をすべて満たしているか否かを審査し、助成金支給の可否を決定する。

２　校友会会長が審査した結果、助成金の支給を決定した場合、事務局は原則として申請日の翌月、申請書に記載された金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。